

選択的夫婦別姓実現を求める意見書

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する。」としており、我が国では夫婦同氏制度が採られている。このため、婚姻に際しては夫婦のいずれか一方が氏を改めることとなるが、現実には夫の氏を選び、妻が氏を改める例が約95%となっている。婚姻による改姓は、名義変更の負担に加え、仕事上の姓（通称）と戸籍上の姓の不一致による不利益などを、特に女性が負っている現実がある。

平成8年、法制審議会は、夫婦が望む場合には、それぞれ旧姓を称することを認める「選択的夫婦別姓制度」の導入を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申したが、当時は国民の間にも様々な意見があったことから、改正案の国会提出には至らなかった。以降、議論は長年にわたり平行線のまま推移している。

その後、最高裁判所は、平成27年12月の判決及び令和3年6月の決定において、夫婦同氏制度を合憲とする判断を示す一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と民法の見直しを国会に委ねている。

令和2年12月に政府が取りまとめた「第5次男女共同参画基本計画」においては、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子どもへの影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、さらなる検討を進める」とされている。

そのような中、令和6年6月、日本経済団体連合会は、夫婦別姓を認めない今の制度は、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言。同年10月には、国連女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう4度目の勧告を行っている。

夫婦同氏制度によって、アイデンティティの喪失、仕事上の不利益など日常生活・職業生活において、不利益、不便、苦痛が生じており、その解決は国及び国会の責務である。

よって、国においては、民法を改正し、夫婦が同姓または別姓を選択することのできる選択的夫婦別姓制度を早期に実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月15日

釧路市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
内閣府特命担当大臣 (男女共同参画)		